

お米を輸入される方へ

～海外からお米を輸入する場合の手続きで必要なこと～

植物防疫法上、必要なこと

- 植物防疫法に基づき、**お米を入手した国(輸出国)**で**検査証明書の取得**が必要です。
- 輸入時には、検査証明書を添付の上、空港等の植物検疫カウンターで**輸入検査**を受ける必要があります。
- 検査証明書が添付されていない場合**や、輸入時の検査において**病害虫が発見された場合**には、お米を日本に持ち込むことはできません。

食糧法・関税法上、必要なこと

- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、関税法等の規定により、所定の**輸入納付金**及び**関税を政府に納める必要**があります。
- ただし、**個人用**（輸入される方自身が消費するもの）としてお米を輸入する場合には、**個人用物品の一般的な免税規定を満たした上で、過去1年間のお米の輸入数量が100kg以下**であることについて、**農林水産省に届出**をして確認を受けることにより、輸入納付金及び関税の免除を受けることができます。
- 国際宅配便や国際郵便で輸入する場合、日本に入国する際に携帯品又は別送品として輸入する場合等、輸入納付金及び関税の免除を受けるためには上記の届出が必要です。
- なお、届出を行わなかったり、虚偽の届出を行った場合には、法令の定めにより20万円以下の過料に処される場合がありますのでご注意願います。

具体的な届出の方法

○事前にお近くの地方農政局等で届出することができます。地方農政局等で用意している届出用紙に必要事項を記入し、届出をしてください。その際、運転免許証などご本人の住所・氏名を確認できるものをご提示願います。

事前に届出をせずに海外でお米を買ってこられた方は、到着した港または空港の植物検疫カウンターに届出用紙を用意しておりますので、その場で必要事項を記入し、届出をしてください。その際、パスポートなどご本人の住所・氏名を確認できるものをご提示願います。

別送品については、入国後、地方農政局等に届出を行うか、植物検疫をお受けになる植物防疫所で届出を行ってください。

○その場で過去1年間のお米の輸入数量を確認の上、届出用紙の「税関提出用」と「本人控え用」の2枚をお返しします。

※過去1年間のお米の輸入数量が100kgを超える場合には、輸入納付金の納付手続きが必要です。詳しくは地方農政局等へお問合せください。

○通関手続をされる際に、届出用紙の「税関提出用」を税関の担当者へ提出してください。